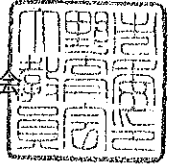


教 第 397 号

令和6年6月24日

大野市通学区域審議会会長 様

大野市教育委員会



諮 問 書

大野市通学区域審議会条例第2条の規定により、次に掲げる事項について検討の上、答申をいただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

- (1) 有終東小学校児童の通学区域の考え方について
- (2) 前号に掲げる具体的な方策について

(諮問理由)

大野市における18年をつなぐ教育を推進し、大野市の宝である子どもたちを社会全体で育むためには、保幼小中高の連携が不可欠であると考え、現在も、参観交流や共同研修会を通して、互いの願いや課題を共有し、学びをつないでいるところです。

昨年、有終西小学校を卒業する児童が進学する中学校の通学区域の考え方について、大野市通学区域審議会に諮問したところ、その答申において、「大野市が18年をつなぐ教育を進めていくにあたっては、同じ小学校の卒業生が同じ中学校へ進学できるよう通学区域の設定を行うことが望ましいと考える。」との指摘がありました。

現在、有終東小学校では、卒業生が開成中学校と陽明中学校に分かれて進学している現状があります。

そこで、大野市通学区域審議会において、下記の観点で、有終東小学校児童の通学区域の考え方について検討いただき、その実現のための具体的な方策について答申いただきますよう、諮問いたします。

- ①有終東小学校児童の通学区域に限定して検討する。
- ②総合的かつ持続可能な教育環境の整備を踏まえ検討する。